

第163回 市町村職員を対象とするセミナー

「市町村における精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するための研修」

実践報告

「個別ニーズの把握や相談支援体制構築の進め方」

令和5年1月20日（金）

北海道北広島市保健福祉部

理事 柄澤 尚江（保健師）



北広島市の概要

北広島市（R4.12.31現在）

- 人口：57,352人
- 世帯数：28,198世帯
- 面積：119.05km²
- 明治17年、広島県人が移住して開拓
- クラーク博士が名言を残したゆかりの地
- 平成8年市制施行
- 新千歳空港からJRで約20分、札幌中心部までJRで約20分





- 北海道ボールパークFビレッジ
- 2023 PLAY BALL



©H.N.F.



北広島市の概要



- 北広島市は札幌市と新千歳空港の間に位置し、国道36号、国道274号を中心とし、幹線道路、道央自動車道、JR千歳線等の交通網が充実
- 大消費地の札幌や物流拠点の新千歳空港や苫小牧港、小樽港へも短時間で移動できるアクセス性を活かして、6か所の工業団地に多くの事業者が立地。
- 野幌原始林など豊かな自然に囲まれ、緑地面積は全市面積の64%。自然と都市機能が調和したまち。
- 2023年3月に北海道日本ハムファイターズの新たな本拠地である北海道ボールパークFビレッジが開業予定。
- JR北広島駅西口周辺エリアにおいて、官民連携によるにぎわいと魅力づくりが進められている。

三井アウトレットパーク札幌北広島



平成22年に開業した大型アウトレットパーク。約180店舗が設置されており、市内外をはじめ、新千歳空港へ向かう外国人観光客にも多く利用されている。

北海道ボールパークFビレッジ



官民連携プロジェクトとして、新球場を核としたボールパークを整備することで、まちづくりの様々な分野に波及効果を生み出し、持続可能な都市経営と地域課題の解決を図るボールパーク構想を推進。



(出所：地図データ 北広島市土地開発公社HP)

駅西口周辺エリア活性化事業



ボールパークへのアクセス機能整備と併せて、駅周辺エリアの魅力と価値を高めるような市有地の効果的な活用、及び私有地を含めた一体的な土地利用・機能整備を官民連携によって推進。



北広島市の基本情報（高齢・障がい）

項目	人数等（令和4年3月末）
高齢者人口	19,290人 ※うち75歳以上 9,525人
高齢化率	34%
要支援認定者数	1,210人
要介護認定者数	2,346人
認知症高齢者数	1,863人 ※介護認定者のうち日常生活自立度Ⅱa以上
地域包括支援センター	4か所
介護保険サービス事業所	入所系 約 35か所 在宅系 約110か所

項目	数（令和4年3月末）
身体障害者手帳所持者	2,542人
療育手帳所持者	725人
精神障害者保健福祉手帳所持者	517人
自立支援医療（精神通院）	約1,120人
障害福祉サービス支給決定人数（児童含む）	約1,000人
精神科クリニック	1か所
訪問看護ステーション	7か所
障害福祉サービス事業所数（児童含む）	約123か所
地域活動支援センター	3か所



北広島市の基本情報（児童）

項目	数（令和4年3月末）
出生数（令和3年度）	231人
0歳から18歳未満の子ども数	7,933人
保育施設	13か所
幼稚園	6か所
認定こども園	3か所
小学校	9か所
中学校	6か所
高校	3か所

項目	数（令和4年3月末）
学童クラブ	12か所（直営）
児童センター	3か所（直営）
地域子育て支援センター	3か所（直営1、委託2）
子ども発達支援センター	1か所（直営）
児童養護施設	2か所
児童自立支援施設	1か所



- ◆ 昭和47年 「北海道地域精神衛生活動モデル地区」に指定
→ 「**こころの健康づくり**」が保健事業の柱
- ◆ 昭和53年 精神障がい者家族会結成
- ◆ 昭和55年 北広島断酒会結成（断酒会例会に現在も参加）
- ◆ 昭和61年 精神障がい回復者交流会開始（**町主催**）
- ◆ 平成 6年 精神障がい者社会復帰訓練事業開始（**町直営**）
↓
平成22年4月よりNPO法人に運営委託
平成25年4月より補助事業
- ◆ 平成 8年 精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成（**町独自**）
- ◆ 平成14年 精神障害者居宅支援事業等の開始
→支給決定は福祉課事務職、個別支援は健康推進課保健師
当事者、家族、事業所からは「**窓口を一つに**」という声
- ◆ 平成17年 福祉課に障がい相談担当として保健師を配置
（高齢者支援課には平成6年から相談担当保健師を配置）

■福祉課障がい相談担当（当時）の相談内容





総合相談体制づくり ②

■ 福祉課障がい相談担当（当時）から見た課題など



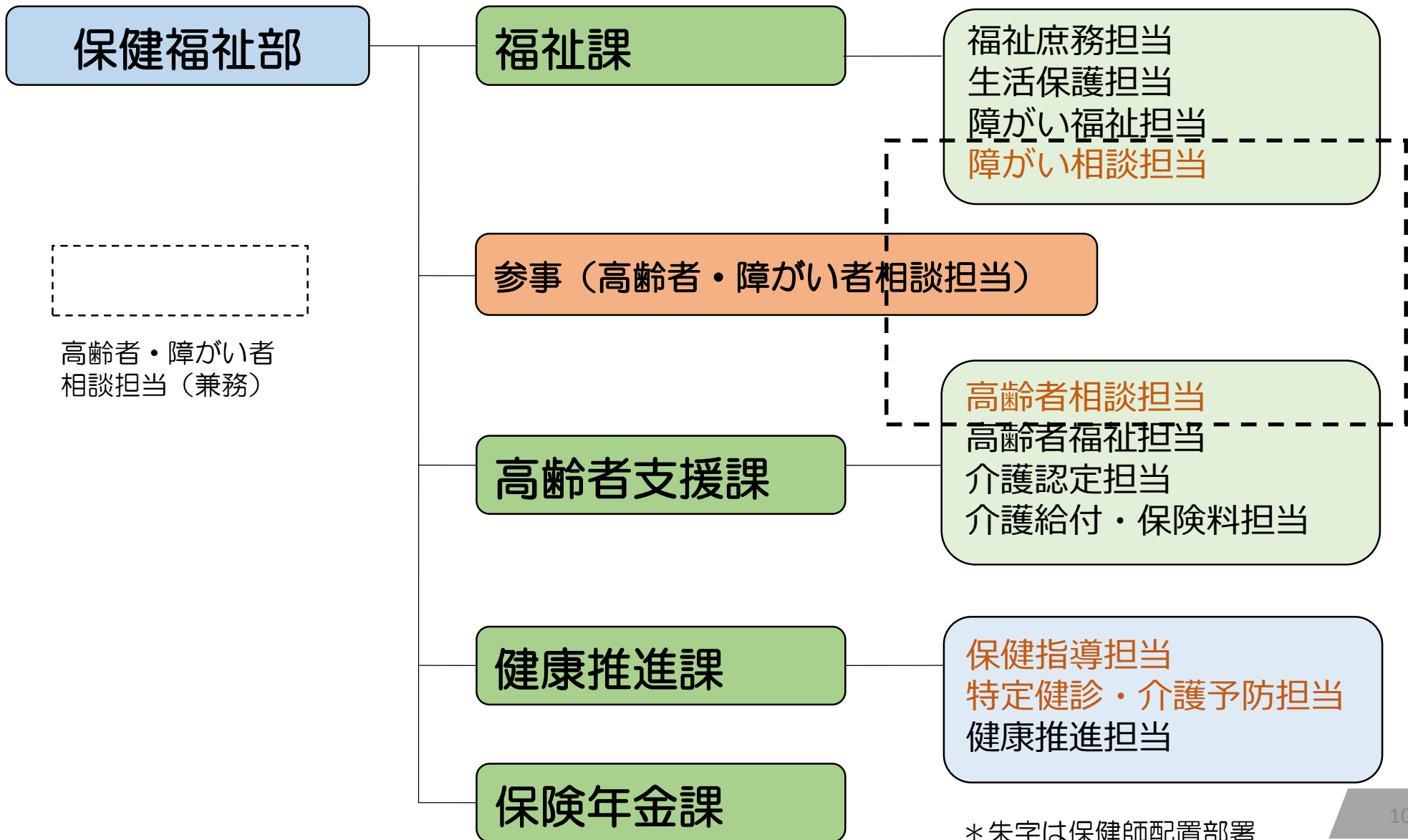
- 分野ごとに相談機関はあっても、世帯として支援する必要がある場合に調整役がない。
- 困難事例には精神保健の課題がある。
（どの分野にも精神保健の課題はある。）

■ どうする！ 柄澤・・・

- ▶ 福祉課だけでは解決できない。
- ▶ 庁内・庁外の連携は重要。
- ▶ まずは、庁内の専門職と事務職の共通理解



■平成29年度の体制

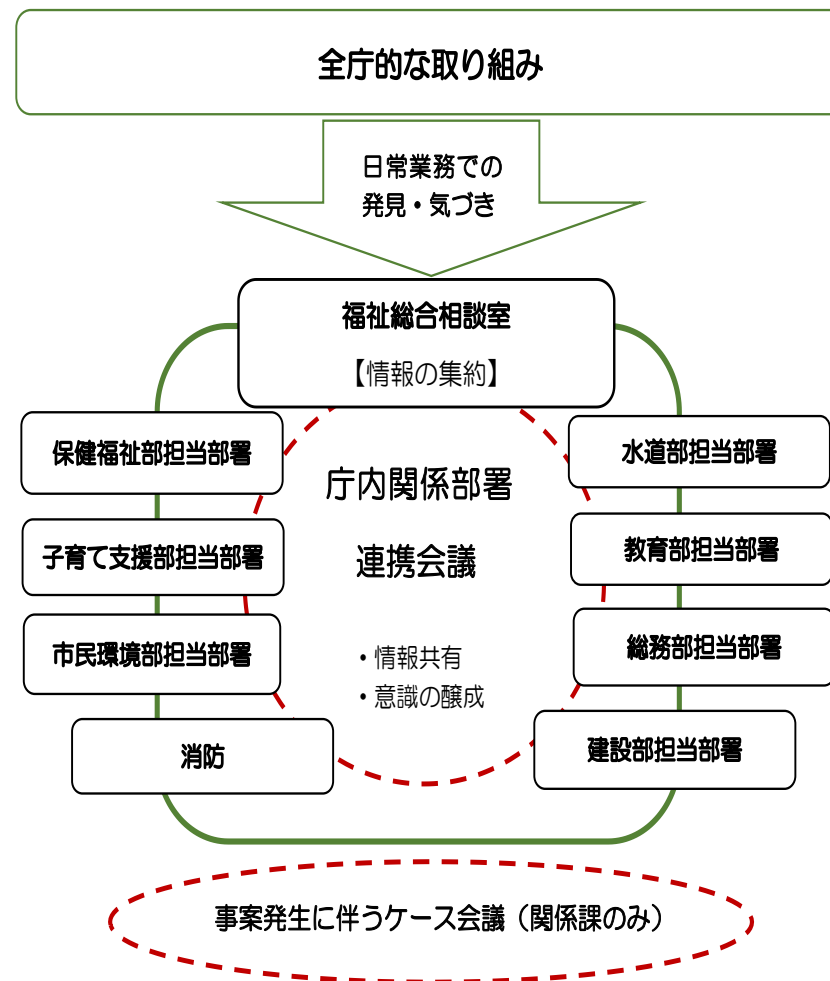


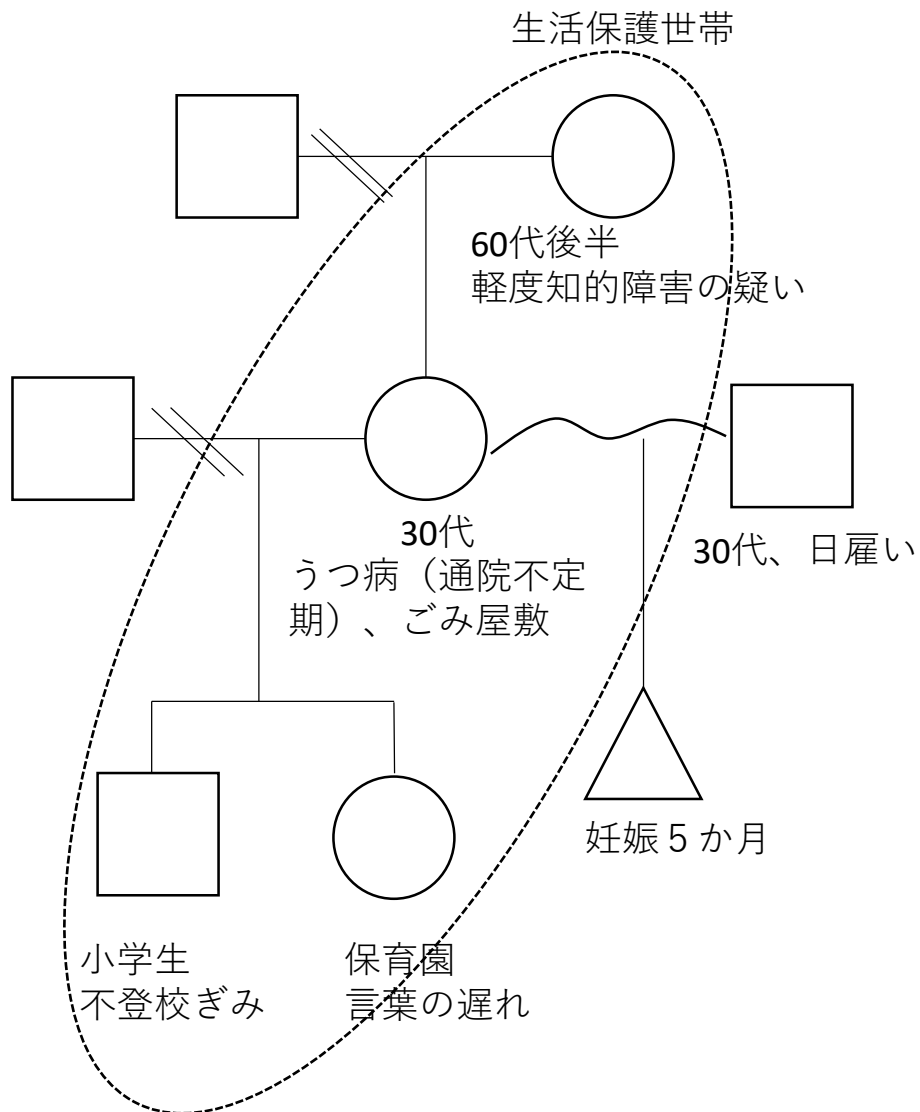
■ 福祉的支援の必要な世帯を早期に発見するための取組み

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加等により、福祉的支援の必要な世帯が増加していることなどから、支援を必要とする世帯を早期に発見し必要な支援につなげるために設置。（福祉的支援の必要な世帯に係る市内関係部署連携会議設置要領 平成31年4月1日施行）

<福祉的支援が必要な例>

- 室内にごみが大量にたまっている
- 急に怒り出したり、感情のコントロールができない
- 同じ問合せが何度もくる（以前に問合せをしたことは忘れている）
- いつも強い酒臭がする
- 送付されたものを何度もなくす
- 酒に酔って何度も電話をしてくる
- 服装が汚れていたり、においがする
- 表情に乏しく、覇気がない
- 会話が支離滅裂
- 自殺をほのめかす言動がある
- 話にまとまりがなく、相談が長時間
- 高齢の親と無職の子どもの孤立した世帯





児童分野との連携課題

例えば、左図のようなケース

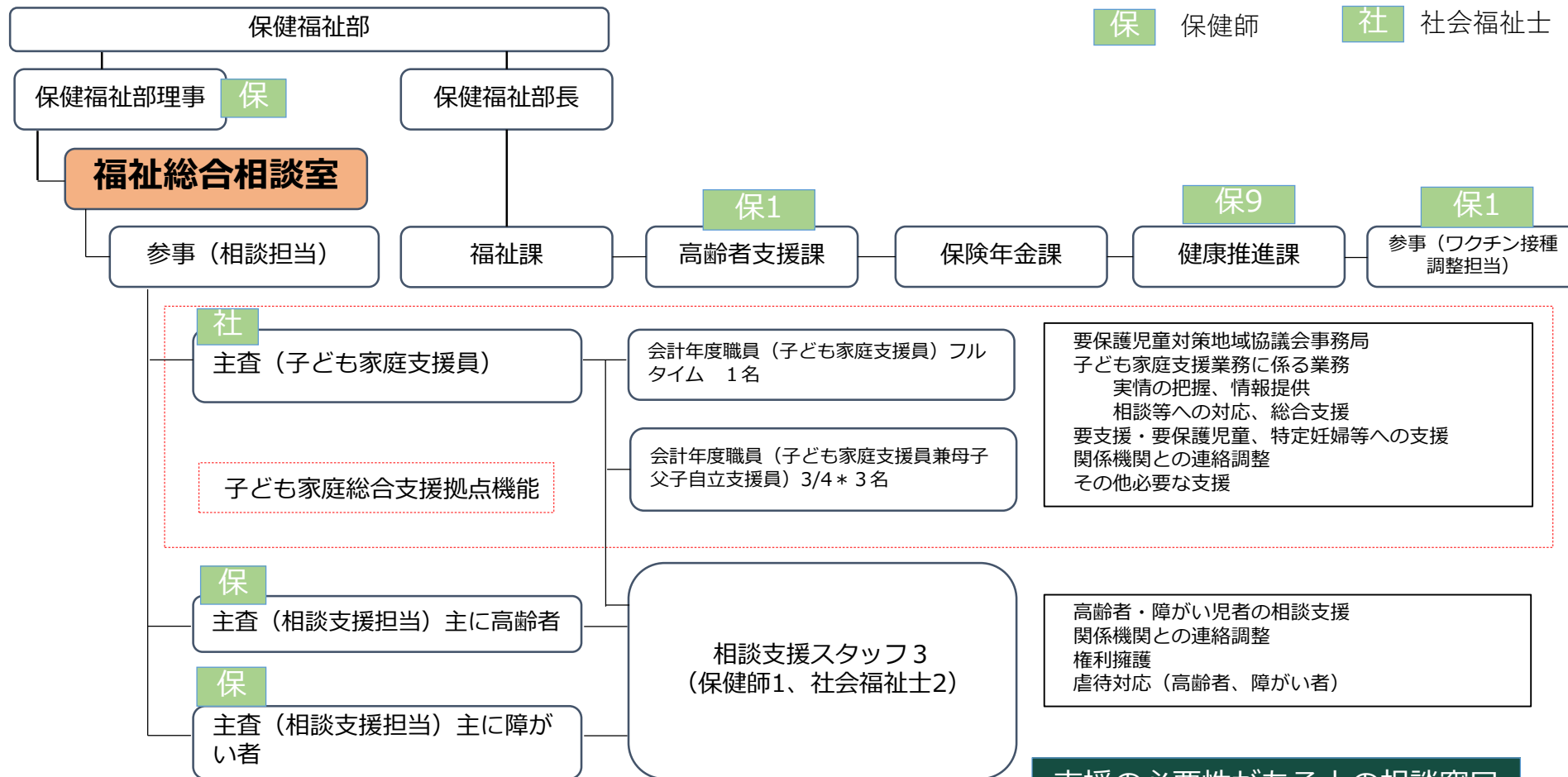
- 要対協ケースで、関係機関はたくさんあるけれど…
- 精神疾患（疑いも含む）のある保護者対応は誰が中心？…
- 児童の早期支援
- 児童の精神保健の課題
- 児童福祉法の対象は18歳まで。その後の支援は？



子ども家庭総合支援拠点を設置するなら、子どもから高齢者までの相談機能を集約しよう

保 保健師

社 社会福祉士



- * 福祉総合相談室スタッフは福祉課と高齢者支援課の兼務発令
- * 保健師は職員課にも配置
- * 社会福祉士は子育て支援部子ども発達支援センターにも配置

支援の必要性がある人の相談窓口

ひきこもり、不登校
自殺未遂者
ケアラー、ヤングケアラー
ごみ屋敷
未治療・治療を中断した精神障がい者
精神科長期入院者 等

個別支援：地区担当（高齢者＋障がい者＋児童）

介護予防

障がい支援区分認定調査・審査会

子ども家庭総合支援拠点

在宅医療介護連携

認知症施策

要保護児童対策地域協議会調整機関

家族支援事業

ヤングケアラー

母子父子自立支援相談

地域ケア会議

断酒会

ひきこもり・不登校

協議体

成年後見

障がい者自立支援協議会
部会：子ども・就労・生活・医ケア児・にも包括

高齢者・障がい者・児童虐待対応

委託事業所交流会（包括・障がい・生活困窮）

関係機関連携（包括・障がい・生活困窮・児童）

高齢

障がい

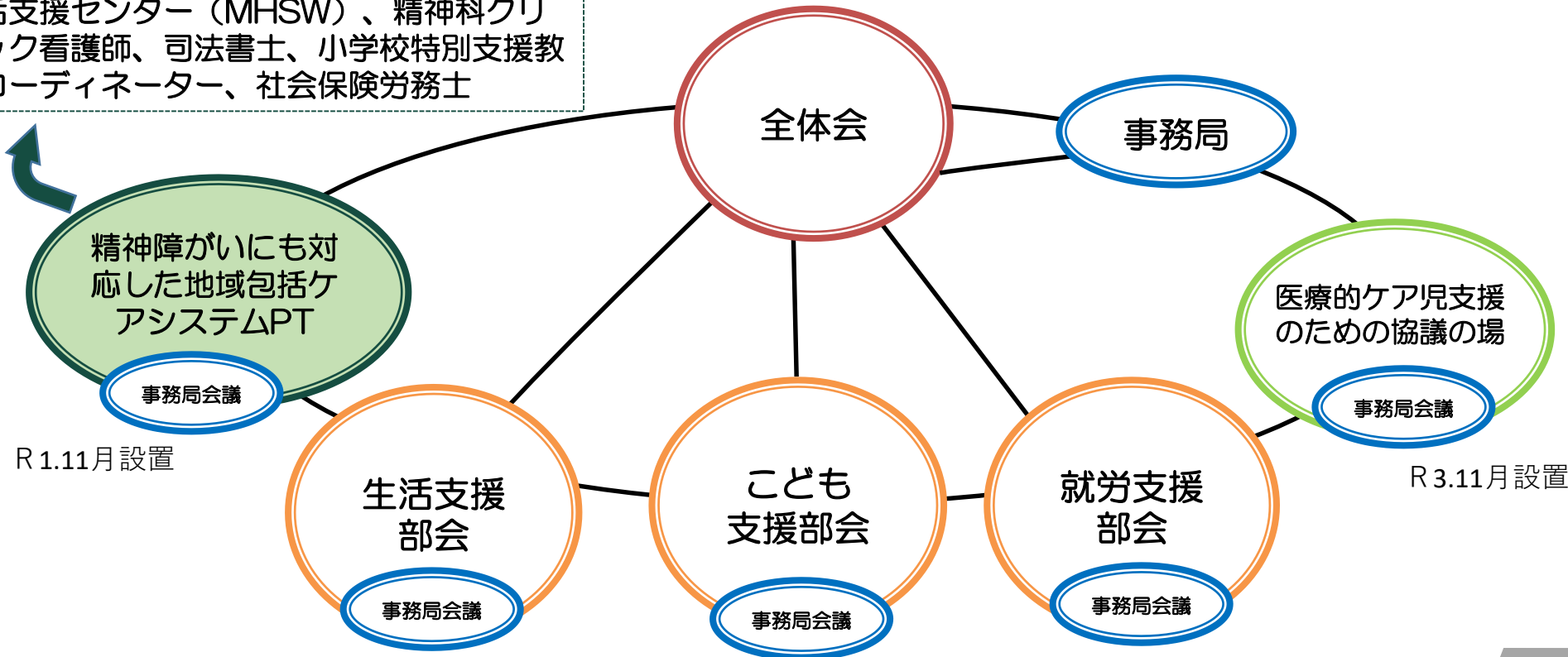
児童



北広島市障がい者自立支援協議会

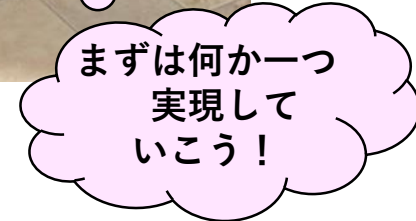
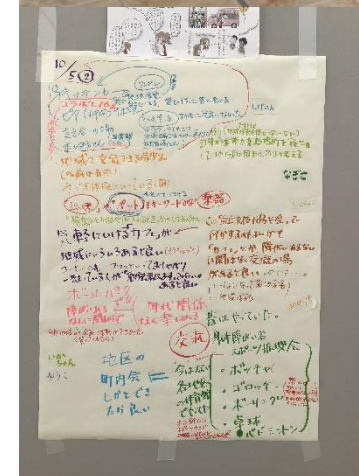
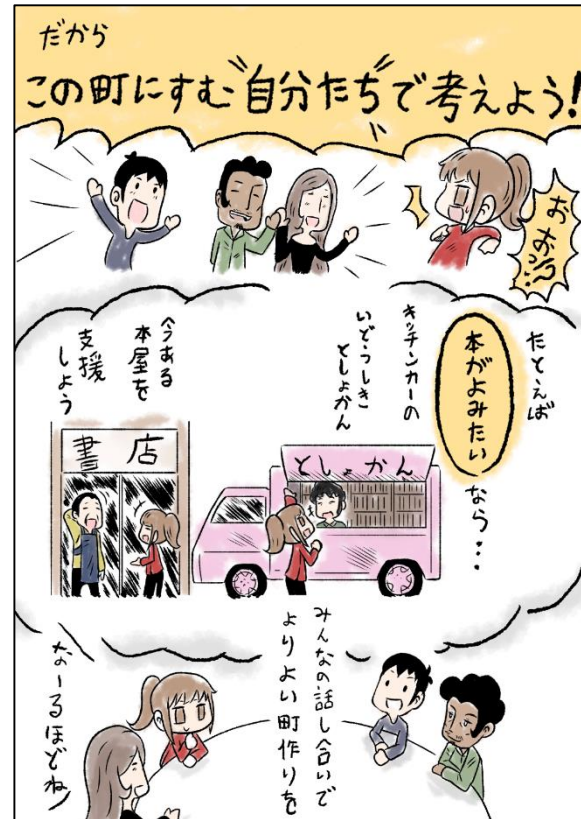
- 委員21名で構成
- 事務局は市福祉課
- にも包括協議の場は第5期障がい福祉計画の成果目標に掲げて設置

就労B型管理者（MHSW）、地域活動支援センター（MHSW）、圏域精神障害者地域生活支援センター（MHSW）、精神科クリニック看護師、司法書士、小学校特別支援教育コーディネーター、社会保険労務士



R 1.11月設置

R 3.11月設置





振り返り

個別支援の丁寧な積み重ね

みる

精神保健の視点はすべての分野に必要

精神科医療を含めた多職種、多分野との意識的な連携

つなぐ

アウトリーチ

精神保健を意識した、子どもから高齢者までの支援のつながり



今後の課題

個別支援から地域づくりへ

動かす

当事者参加

持続可能な組織にするための人材育成

- ・ 統括的役割を担う専門職
- ・ 都道府県のバックアップ

都道府県、保健所との連携による精神保健医療体制づくり